

基金対象配合飼料に係る支援金

令和7年度配合飼料価格高騰対策支援金事業

基金対象配合飼料支援金を受け取るための要件

- ✓ 愛知県内に農場を有し、事業主体と配合飼料価格安定制度の契約をしている方

事業主体

愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県酪農農業協同組合
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会
日本養鶏農業協同組合連合会



対象期間	令和7年4月～令和7年6月分及び令和7年10月～令和8年3月分
対象数量	対象期間内に納品数量または契約数量のいずれか少ない方 ※愛知県農場分に限る。
支援金単価 (円/トン)	令和7年度各四半期の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格相当額の平均から令和3年度の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格の平均を差し引いた金額の1/4以内(配合飼料価格安定制度の補てん金等との調整を行います。)
畜産経営体等 が 提出する書類	申出書を事業主体に提出 ※複数の事業主体と契約している場合はそれぞれに提出が必要です。 ※提出については、各事業主体から別途連絡があります。
支払い予定時期	令和8年6月下旬(予定)

お問い合わせ先		
愛知県経済農業協同組合連合会	0532-47-8232	
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450	
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会	052-581-4803	
日本養鶏農業協同組合連合会	03-5296-7041	

*本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部が活用されています。

配合飼料主原料（単味）に係る支援金

令和7年度配合飼料価格高騰対策支援金事業

支援金を受け取るための要件

- ✓ 愛知県内に農場を有し、対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料の四半期の合計が1トン以上かつ飼養頭羽数が基準以上であること。（別紙の4（2）を参照）
- ✓ 事業主体が別に定める期限内に参加申込書及び必要書類を提出すること。
（要件を満たせば、基金対象配合飼料に係る支援金と両方受け取ることができます。）



事業主体

愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県酪農農業協同組合、一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会、日本養鶏農業協同組合連合会

対象期間	令和7年4月～令和7年6月分及び令和7年10月～令和8年3月分
対象品目	家畜に対し飼料として給与するもののうち、配合飼料の原料となる、①ビートパルプ、②とうもろこし（コーングルテンフィード、コーングルテンミール、DDGSを含む。）、③こうりゃん（マイロ、グレインソルガム）、④大豆油かす、⑤大麦、⑥小麦（小麦粉、ふすまを含む。）に該当するもの。
対象数量	対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料(単味)の数量
支援金単価 (円/トン)	令和7年度各四半期の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格相当額の平均から令和3年度の配合飼料価格安定制度における輸入原料価格の平均を差し引いた金額の1/4以内（配合飼料価格安定制度の補てん金等との調整を行います。）
支援金単価	基金対象配合飼料と同じ
畜産経営体等が提出する書類	①申請書兼請求書、②申請飼料一覧表、③請求書、納品書、領収書等の写し（飼料品目、納品日、納品数量、購入者、販売者が確認できるもの）
支払い予定時期	令和8年6月下旬(予定)

主原料（単味）に関するお問い合わせ先（別紙の書類の提出先と同じ）		
愛知県経済農業協同組合連合会	0532-47-8232	
愛知県酪農農業協同組合	0564-53-2450	
一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会	052-581-4803	
日本養鶏農業協同組合連合	03-5296-7041	

*本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部が活用されています。

配合飼料主原料（単味）に係る支援金

配合飼料主原料（単味）に係る書類の提出先と留意事項
(配合飼料価格高騰対策支援金事業)

1 配合飼料価格安定制度の加入者

(1) 1つの団体のみと契約をしている畜産経営体等

配合飼料価格安定制度の契約をしている団体が書類の提出先です。

(2) 複数の団体と契約をしている畜産経営体等

ア 県酪の組合員（乳用牛を飼養する経営体）は県酪（支所を含む）が書類の提出先です。

イ アに該当しない農協の組合員については、JA あいち経済連（農協を含む）が提出先です。

2 配合飼料価格安定制度の未加入者

(1) 県酪の組合員（乳用牛を飼養する経営体）

県酪（支所を含む）が書類の提出先です。

(2) 農協の組合員

(1) に該当しない農協の組合員は、JA あいち経済連（農協を含む）が提出先です。

(3) いずれにも該当しない方

(1)、(2) に該当しない方は、愛知県農業水産局畜産課へ令和8年4月7日までにご連絡ください（052-954-6425）。

3 その他

事業主体間で提出先の調整がついた支援対象者は、1、2の限りではないこととする。

4 留意事項

(1) 配合飼料主原料に係る支援金の提出書類について

複数の団体に書類を提出せず、1つの団体にもみ提出をお願いします。

（提出先は1及び2を参照）

(2) 配合飼料主原料に係る支援金の参加要件

①愛知県内に農場を有し、対象期間内に県内農場に納品された配合飼料主原料の四半期の合計が1トン以上

②令和8年1月1日時点の飼養頭羽数が配合飼料価格安定制度の加入基準以上

（採卵鶏100羽、肉用鶏500羽、肥育豚5頭、種豚2頭、乳用牛1頭、肉用牛1頭、うずら1,000羽等以上）

なお、納品数量が当該農場における飼養頭羽数に見合っていないと県が判断した場合は対象外とします。